

太田市要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、在宅で医療的ケア（経管栄養、吸引、吸入等）の必要な重症心身障害児（者）を介護する家庭に対して長時間の訪問看護を実施する太田市要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 事業の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 太田市内に住所を有する者
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当する者
 - ア 児童相談所において重症心身障害と判定された者
 - イ 3歳未満で状態像が上記のア同様の障害児
- (3) 医師が訪問看護を必要と認める者

（実施機関）

第3条 事業を実施する機関は、太田市と委託契約を締結した訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者又は指定老人訪問看護事業者が、当該指定に係る訪問看護業又は老人訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は訪問看護を行うその他の医療機関（以下「訪問看護ステーション等医療機関」という。）とする。

（実施方法及び利用回数）

第4条 事業は、太田市が訪問看護ステーション等医療機関に訪問看護を委託して行うものとする。

2 事業の対象となる訪問看護は、前項の規定により委託を受けた訪問看護ステーション等医療機関（以下「実施訪問看護ステーション等医療機関」という。）が、在宅患者訪問看護・指導料の算定分につなげて1日4時間以上（診療報酬訪問看護分を含む。）利用する場合とし、利用回数は年間6回を上限とする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

3 当該訪問看護が診療報酬の対象となる場合には、診療報酬による利用を優先するものとする。

（利用時間）

第5条 利用時間とは、実利用時間（診療報酬訪問看護分を含むものであって、総利用時間が4時間以上）から診療報酬訪問看護分の時間を引いたもので0.5時間単位とし、上限を2.5時間とする。

(訪問看護の費用)

第6条 事業に要する費用は、太田市及び利用者が支払うものとする。

(1) 利用者が支払う訪問看護の費用の額は、次のとおりとする。

- ア 市町村民税課税世帯 500円に利用時間を乗じて得た額
- イ 市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯 250円に利用時間を乗じて得た額

(2) 太田市が支払う訪問看護の費用の額は、次に定める金額から利用者の負担額を除いた額とする。

- ア 訪問看護ステーションが行う訪問看護の費用の額
8,000円に利用時間を乗じて得た額
- イ その他の医療機関が行う訪問看護の費用の額
5,000円に利用時間を乗じて得た額

(訪問看護の申請)

第7条 訪問看護を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、太田市要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業申請書（様式第1号）に、訪問看護ステーション等医療機関の診療報酬対象分の訪問看護計画書の写しを添付の上、市長に申請する。

2 市長は、本人の状況を確認し、必要に応じて児童相談所への確認等も行い、重症心身障害児（者）として判定された者又は同様の状態像にある者であることを証明し、申請を受け付ける。

(訪問看護の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受け、事業の利用を承認したときは、申請者に対し太田市要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業承認通知書（様式第2号）を交付するとともに、実施訪問看護ステーション等医療機関に対し要医療重心児（者）訪問看護支援事業承認通知書の写しを送付するものとする。

2 市長は、事業の利用が適当でないと決定したときは、太田市要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業の実施に対する結果（様式第3号）により、その理由を添えて申請者に通知する。

(訪問看護の期間)

第9条 訪問看護の支給の承認期間は、当該年度の末日までとする。

(委託料の請求及び支払い)

第10条 委託料は、同一の月に利用のあった費用から利用者負担額を差し引いた金額について、委託を受けた訪問看護ステーション等医療機関に対して支払うものとする。

2 委託を受けた訪問看護ステーション等医療機関は、訪問看護を提供した月の翌月10

日までに太田市要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業請求書（様式第4号）により、市長に対し請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による委託料の請求書を受理したときは、これを審査し、請求のあった月の末日までに支払うものとする。

4 市長は、必要と認めるときは、委託した経費の経理の状況等について調査を行うことができる。

（実績報告）

第11条 実施訪問看護ステーション等医療機関は、第4条の規定に基づく訪問看護を行った場合には、実施月の翌月10日までに、太田市要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業実績報告書（様式第5号）により、市長に実績を提出するものとする。

（指導記録の作成）

第12条 事業の的確な推進を図るため、実施訪問看護ステーション等医療機関にあっては、利用者に関する記録を作成し、5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は太田市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。